

平成 18 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京
代 表 者：代表執行役社長 田代 正明
コード番号：8840 東証・大証第 1 部
問い合わせ先：執行役グループ広報部長 落合 英治
TEL 03-3475-3802

ストックオプション制度の実施(使用人等に対する新株予約権の発行)について

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、当社の使用人ならびに当社子会社および当社関連会社等資本関係のある会社（以下、「当社子会社等」という。）の取締役、監査役、執行役員および使用人に対し、下記によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 82 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度の概要

会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づく新株予約権の発行。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の使用人ならびに当社子会社等の取締役、監査役、執行役員および使用人。

3. 新株予約権を発行する理由

上記割当対象者の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の一層の向上を図ることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行する。

4. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 2,390,000 株を上限とする。

なお、当社が第 82 回定時株主総会終結後に効力を生じる株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により 1 株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が第 82 回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,390 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。ただし、前記 (1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 新株予約権行使時に出資をなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの行使時に出資をなすべき金額は、次により決定される 1 株当たりの行使時の払込金額(以下、「行使価額」という。)に前記(2)に定める新株予約権 1 個の目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、行使価額の決定日に先立つ東京証券取引所における 45 取引日目に始まる 30 取引日の各日(取引が成立しない日を除く。)における当社普通株式の終値の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価額が行使価額の決定日の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合は、行使価額の決定日の終値をもって行使価額とする。

なお、当社が第 82 回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(5) 新株予約権行使期間

平成 20 年 6 月 29 日から平成 28 年 6 月 28 日までとする。

(6) 新株予約権行使の条件

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得

- ① 当社が合併により消滅会社となる場合、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 上記の内容については平成18年6月28日開催予定の当社第82回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上